

# ○静岡県交通巡視員の運営に関する訓令

(昭和46年2月1日静岡県警察本部訓令第2号)

(目的)

第1条 この訓令は、静岡県交通巡視員（以下「交通巡視員」という。）の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 交通巡視員は、歩行者又は自転車の通行の安全の確保、停車又は駐車の規制の励行及び道路における交通の安全と円滑に係るその他の指導に関する事務並びに自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）の規定による自動車の保管場所の確保の励行に関する事務を行うとともに、公共の安全及び秩序の維持に当たるものとする。

(職務)

第3条 交通巡視員は、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第6条第1項の規定による手信号その他の信号による交通整理
- (2) 歩行者及び自転車の通行の安全の確保に関する事務
- (3) 道路交通法第50条の2に規定する違法停車に対する措置及び同法第51条に規定する違法駐車に対する措置
- (4) 道路交通法第126条第4項の規定による駐停車禁止場所等違反（以下「駐停車違反」という。）に係る反則行為の告知
- (5) 自動車の保管場所の確保等に関する法律の規定による自動車の保管場所の確保の励行に関する事務
- (6) 幼児、児童、高齢者等に対する交通安全に関する安全教育活動
- (7) 駐停車違反以外の交通違反に対する警告及び指導、運転者に対する交通安全に関する活動
- (8) 道路における交通の安全と円滑に係るその他の指導に関する事務
- (9) 放置駐車対策、交通安全対策その他交通警察に関する事務
- (10) 交通取締りに関する業務
- (11) その他所属長が特に命ずる事務

(勤務)

第4条 交通巡視員の勤務については、静岡県警察職員の勤務時間、休日、休暇等の管理に関する訓令（平成7年県本部訓令第7号）及び静岡県警察職員の勤務制の指定並びに特例勤務に従事する職員の週休日及び勤務時間の割振りの基準について（平成7年甲通達警第17号）の定めるところによる。

第5条 省略

第6条 省略

(教養)

第7条 所属長は、交通巡視員の運用に当たり、適正な職務執行及び受傷事故の防止について指導教養を行うこと。

附 則

この訓令は、昭和46年2月1日から施行する。

附 則(平成元年3月31日県本部訓令第17号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成2年12月27日県本部訓令第25号)

この訓令は、平成3年1月1日から施行する。

附 則(平成6年12月27日県本部訓令第35号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年6月5日県本部訓令第18号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年4月13日県本部訓令第20号)

この訓令は、平成18年6月1日から施行する。

附 則(平成23年3月15日県本部訓令第15号)

この訓令は、平成23年3月15日から施行する。

附 則(平成28年7月13日県本部訓令第23号)

この訓令は、平成28年7月13日から施行する。

附 則(平成29年3月16日県本部訓令第9号)

この訓令は、平成29年3月16日から施行する。